

出席停止の指示について

今般、お子さまが学校感染症（ ）にかかられたという連絡を受けました。学校保健安全法第19条、学校保健安全法施行規則第18条の規定により、出席停止を指示いたします。

なお、医師から学校への登校許可がでましたら医師より裏面の証明書に記入の上、学校に提出してください。

学校において予防すべき感染症

	病名	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。）及び鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルスであってその血清型が H5N1 であるものに限る。）、新型インフルエンザ	治癒するまで。
第二種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ H5N1 を除く。）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
	麻疹	解熱した後3日をすぎまで。
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
	風疹	発疹が消失するまで。
	水痘	すべての発疹がか皮化するまで。
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで。
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、手足口病、伝染性紅斑、その他感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

